

返戻金制度について

株式会社アンドパッド（以下「乙」という）の紹介により、求人者（以下「甲」という）への入社を承諾した採用決定者が、次のいずれかの事由により入社をしなかった場合、又は入社後一定期間内に退職したことを甲が書面にて証明した場合には、乙は、受領した紹介手数料のうち、以下に定める返還規程の割合を申込者に対し返還します。なお、甲への入社前で、かつ、甲から乙への紹介手数料の支払が完了していないときは、甲の支払義務は入社がなくなった時点をもって消滅します。

(1) 明らかに採用決定者本人の責により、労働関係法令に照らして有効に採用を取消又は解雇された場合

(2) 専ら自己の都合の理由によって入社を辞退又は退職した場合(名目上もしくは形式上の理由は問わず、甲の都合による退職勧奨を受けて自己都合で辞退又は退職する場合や、合意退職又は入社取消の場合は含みません)

【返還規定】

- ・入社日後 1 週間以内：紹介手数料の 60%
- ・入社日後 30 日以内：紹介手数料の 40%
- ・入社日後 31 日を超え 60 日以内：紹介手数料の 10%

返戻金制度は人材紹介契約書等により別の定めをする場合があります。

許可番号 13 - ユ - 317996

株式会社アンドパッド

東京都港区三田3丁目5-19